

令和7年度 第14回  
青梅市立学校施設のあり方審議会会議録

日 時 令和7年11月17日(月)午後2時  
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第14回青梅市立学校施設のあり方審議会 議事日程

会 期 令和7年11月17日（月）午後2時から午後4時まで

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

日 程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 報告事項
  - (1) 各地区の学校運営協議会からの意見について
- 4 協議事項
  - (1) 学校運営協議会委員からの意見を受けて
  - (2) 今後の課題について
- 5 その他
- 6 閉会

.....

出席者	会 長	大 野 容 義	委 員	平 岡 孝
	副会長	加 藤 博 行	委 員	神 山 典 久
	委 員	和 田 孝	委 員	和 田 智 子
	委 員	田 中 明 子	委 員	榑 貴 久
	委 員	横 井 由 佳	委 員	島 崎 光 政
	委 員	本 橋 大 輔	委 員	関 塚 桂 子
	教 育 長	橋 本 雅 幸		
事務局	学 校 教 育 部 長	谷 合 一 秀	指 導 室 長	宇 野 賢 悟
	総務部施設担当部長	山 本 綱 二	教育指導担当主幹	鈴 木 章 郎
	市民活動推進課長	芥 川 純 一 郎	教育総務課施設係長	中 村 好 宏
	子育て応援課長	濱 野 剛	教育総務課主査	星 野 聡 史
	教育総務課長	榎 戸 智	教 育 総 務 課	佐 野 円 香
	学 務 課 長	山 田 浩 之		

---

## 日程第1 開会

### 【事務局(教育総務課課長)】

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、第14回の青梅市立学校施設のあり方審議会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

開会前になりますが、事前に送付しております資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料で御確認ください。

一番上から、最初に次第

資料1 各地区学校運営協議会委員から意見聴取の状況について

資料2-1 中央地区再編案A

資料2-2 中央地区再編案A意見一覧

資料2-3 中央地区再編案B

資料2-4 中央地区再編案B意見一覧

資料2-5 西部地区再編案A

資料2-6 西部地区再編案A意見一覧

資料2-7 北部地区再編案A

資料2-8 北部地区再編案A意見一覧

資料2-9 2地区複合再編案

資料2-10 2地区複合再編案意見一覧

資料2-11 3地区複合再編案A

資料2-12 3地区複合再編案A意見一覧

資料2-13 3地区複合再編案B

資料2-14 3地区複合再編案B意見一覧

資料2-15 中央地区その他意見

資料2-16 西部地区その他意見(自由記入)

資料2-17 北部地区その他意見(自由記入)

以上になります。少し数が多いですが、不足等ございませんでしょうか。

次に、第13回議事録の確認につきましては、過日、委員の皆様方に電子メールで依頼させていただいております。全ての校正が終わりましたら教育委員会ホームページにアップをさせていただきます。記事ID70177にて御覧いただきますよう、お願いいたします。

開会前の事務局からの連絡事項は以上でございます。

それでは、会議の進行は会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

**【会長】** それでは、会議の進行については私のほうでさせていただきます。

まず、初めに会議の成立についてです。

本日は、2名の委員から事前に欠席の連絡をいただいているため、現在、14名中12名の御出席をいただいております。青梅市立学校施設のあり方審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の会議は午後4時までとしております。限られた時間の中、会議の進行につきまして御協力くださいますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから第14回青梅市立学校施設のあり方審議会を開会いたします。

初めに、傍聴について委員の皆様にお諮りをいたします。青梅市立学校施設のあり方審議会の会議の公開に関する取扱要綱第6項の規定により、7人の方々から傍聴の申出がありました。本審議会として、傍聴を許可することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

**【会長】** ありがとうございます。御異議ないものと認め、傍聴を許可したいと存じます。

(傍聴者入場)

**【会長】** 傍聴の方々に申し上げます。傍聴券に会議におきましての遵守事項が記載してございます。会議の妨げとならないよう御協力をお願い申し上げます。

## 日程第2 あいさつ

**【会長】** 次に、次第の2に移ります。

会議に先立ちまして、私から一言、御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ御参集いただき感謝申し上げます。8月の第12回審議会で決定した各地区の再編案について、この2か月間、事務局が各学校の学校運営協議会委員さんたちからの意見聴取に取り組んでまいりました。残すは東部1地区のみとなっております。東部1地区と現在、取りまとめ中の東部2地区、南部地区以外の意見は既に皆様に届き、お読みいただいていることと思います。

今日の資料は、学校の規模、学校の配置・通学、そして小中一貫教育の範疇ごとにメリット、デメリットに分類して全ての意見を記載してあります。

いただいた意見については、審議する上でも論点がまだ整理できておりませんので、本日は論点を絞ることなく、審議会として、今後、検討すべき事柄について自由に意見を出し合いたいと考えております。

今後、事務局はその内容を参考にして、来年1月の第15回審議会での検討事項を抽出、分析し、資料を準備する予定としております。短時間ではありますが、審議が充実したものとなるよ

うに忌憚のない御意見を申し上げます。

なお、その際に2点、共通理解として確認させてください。

1点目です。学校の再編については、様々な方向から検討する必要がありますが、ぜひ子どもにとって、子どもの教育にとってどうなのかという視点を大切にしてお考えいただきたいことです。

2点目です。本審議会は、全市的な視点、立場で審議することを求められています。お住まいの地区や関係している学校などにとらわれることなく、広い視野からお考えをいただければと思います。

以上で、会長挨拶とさせていただきます。

---

### 日程第3 報告事項

#### (1) 各地区の学校運営協議会からの意見について

**【会長】** それでは、報告事項に移りたいと思います。

3、報告事項の(1)各地区の学校運営協議会からの意見について、事務局から説明をお願いします。

#### **【事務局(教育総務課課長)】**

それでは、報告事項の(1)各地区の学校運営協議会からの意見について御報告させていただきます。

資料1、各地区学校運営協議会委員から意見聴取の状況についてを御覧ください。

まずは、1の意見書についてでございます。市内を6つに割った地区ごとに学校運営協議会委員の皆様が集まっていたいただき、再編の経緯から再編案を説明して御意見をいただいております。

意見書については、再編案ごとに3つの視点、学校の規模、学校の配置・通学、小中一貫教育について、メリット、デメリットをいただいております。また、それ以外の意見については、その他の欄を設けて御意見をいただいております。

次に、2の意見提出状況等についてでございます。表の左に各地区と地区内の学校を記載し、左から右に学校ごとの委員数、説明会出席人数、意見提出人数を記載しております。学校により多少ばらつきはございますが、表の一番下、右から2つ目のとおり、3地区平均で7割以上の委員から意見が提出されております。

また、説明会については、出席できなくても説明内容を動画で視聴できるようにしてまいりまして、説明会を御欠席された委員からも御意見をいただいております。

本日は、この3つの地区において意見提出の期限となりましたので、いただいた御意見を報告させていただきます。資料2—1から2—17までがそれぞれ提示した案、また案に対する各地

区の御意見となります。

資料の見方について御説明いたします。

資料2-1、中央地区再編案Aおよび資料2-2、中央地区再編案A意見一覧を御覧ください。

まずは、資料2-1が提示した案となり、この案は第四小学校を第一小学校、吹上小学校に再編した後、現在の第四小学校の位置に新たに中学校を設置する案となります。

この案に対する御意見が資料2-2となります。

資料2-2を御覧ください。御意見については、左側に地区名および各学校名を記載しております。右に移りまして、記載の学校名の運営協議会委員からの意見を記載しております。先ほど御説明した3つの視点、学校の規模、学校の配置・通学、小中一貫教育について、メリット、デメリット、その他について分類しております。

各意見において、①、②と表示しておりますが、同一の委員が複数の意見を出されていることもあり、①の意見は①の委員から、②の意見については②の委員からといった意味合いとなります。

また、3つの視点以外、その他の意見としては、資料2-15に中央地区、資料2-16が西部地区、資料2-17が北部地区からのその他意見として自由に記入していただいた意見となっております。

以降、資料2-3が中央地区に提示した再編案B、2-4が中央地区再編案Bに対しての意見一覧。西部、北部については、それぞれ提示した再編案が資料2-5および2-7、それに対する意見一覧が資料2-6および2-8となります。

また、中央部と西部をまたぐ2地区複合案については、提示した再編案が資料2-9となり、資料2-10についてはそれに対する中央地区および西部地区からの意見一覧となります。

中央、西部、北部の3地区複合案AおよびBについては、提示した再編案が資料2-11および2-13となり、資料2-12および2-14についてはそれぞれに対する3地区からの意見一覧となります。

本日、御提示している意見につきましては、詳細な分析はまだ行えておりませんが、まずは事務局として聴取してまいりました全ての意見に目を通していただきたく、審議会委員の皆様にご報告させていただきます。

事前にお目通しいただいた委員もおられるとは思いますが、大変多くの意見をいただいております。この状態で再編案の協議を行っていただくことは困難でありますことから、今後、事務局にて分析を行い、再編案の協議につなげていきたいと考えております。

各地区への説明については、南部地区、東部2地区も既に行っており、現在、意見をいただいている最中となります。

また、今月25日には東部1地区の説明も控えておりますが、その部分も含めて事務局にて取りまとめ、次回の審議会前までに御確認いただく時間も考慮した上で、年内には別途資料をお送りしたいと考えております。

なお、意見の中には、本審議会の所掌を超えるような市の施策全般、人口減少対策や地域コミュニティの存続策、公共施設総合管理計画の全体的な推進について、また、学校が廃校となった場合の跡地の利活用、同様に廃校となった場合に防災機能としてどのようにするのかなどが上げられており、これらも審議会での検討ではないと考えております。

その部分については、事務局にて精査した上で、次回、御協議いただきたいと考えておりますが、地域の意見として、一度、お目通しいただければ幸いです。

今後、いただいた意見については、審議会での考え方を付した上で、再度、学校運営協議会委員の皆様へ御提示することを予定していることから、次回の審議会ではそのような議論ができるように準備してまいります。

ただし、大変多くの意見をいただいていることから、一度の協議で方向性がまとまらないことも想定されます。そのような場合には、臨時会の開会等を含めて御協議いただきたいと考えております。

本日は、いただいた意見を原文として御報告させていただき、この後の協議事項にて現状の御意見や、今後、取りまとめを行う上での課題等について御議論いただきたいと考えております。

報告事項については、以上となります。

**【会長】** 事務局の説明は終わりました。

本日は、中央地区、西部地区、北部地区の委員からの意見となります。皆様の意見については、この後の協議事項にていただきたいと思っております。

まず、事務局の説明について何か御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

---

## 日程第4 協議事項

### (1) 学校運営協議会委員からの意見を受けて

**【会長】** 御質問がないようですので、4の協議に移らせていただきます。

それでは、(1)の学校運営協議会委員からの意見を受けて、先ほど事務局から報告がございました。また、資料について事前に配付していることから、一通り目をとおしていただいた委員、また本日までまだ見切れていない委員もいらっしゃるかと思いますが、まず御一読いただきまして率直に感じたところを皆様から、まずこの(1)でいただきたいと思っております。

まだ初めですから、これだけの膨大な量の意見について細かいことというのはなかなか難しいですよね。それで、全く大まかに全体を読んだ印象で結構ですので、全てを網羅している必要

はないと思います。それぞれの方の関心の範囲内で結構ですので、感想をお一人ずついただければと思うのです。

一通りお話をいただいた後、さらにつけ加えるよという方がいらっしゃいましたら、またその時点で述べていただければと思います。

突然で大変恐縮なのですが、時計方向にずっと回っていきまして、副会長、私という形で進めさせていただきたいと思います。委員には事前に何も言っていなくて大変申し訳ありません。では、よろしく申し上げます。

**【委員】** 本当に全体的な話で、やはりその地区その地区で実際に住まわれていたり、御自分が通われていたり、お子様、お孫さんが通われていたりという地域の方の意見がやはりいろいろなところに出てくるのだなというのがすごくよく分かりました。

やっぱり方向性としては、皆さん、どうするのがいいのかというふうにちゃんと考えていただけているのかなというのは思いましたので、これは本当に大変でしょうけどまとめていただいて、それからきちんと協議するのがいいのかなと思いました。

**【会長】** ありがとうございます。

続きまして委員、よろしく申し上げます。

**【委員】** お世話になります。

本当にざっと見させてはいただいたんですけど、小中一貫教育に関しては、皆さん、大体の方がメリットが多いというか、ある程度の子どもたちの人数があって、そして、委員としては競争があってというような御意見が多かったような気がするのですが、やっぱりネックは通学時間であるとか、そういったことがとても心配というのが多かったかなというふうに感じました。

以上です。

**【会長】** ありがとうございます。委員、いかがでしょうか。

**【委員】** 全体的に見た中では、先ほどお話をされたとおりに、人が増えるということに対しては大分抵抗がないのかなと思って見ていました。先ほどもお話をされたとおりに、やっぱり通学時間というところを皆さん、バスであったりとか電車であったりというところを大分気にされているので、予算の話とかも出てくるかもしれないんですけど、今後、ここもしっかり詰めていって、皆さんが安心して通えるようにこの委員会の中でしっかり進めていければなと思いました。

以上になります。

**【会長】** ありがとうございます。続きまして委員、お願いいたします。

**【委員】** 道で時々、親と子どもさんが歩いているのをちょっと捕まえてお話を聞くのですが、若いお母さんと子どもさんが一緒にいるときには割と、小中一貫校の話は聞いている、細かいことは分かりませんがそういう話を聞いていると言った反面、我々みたいな高齢者の女性の方

に伺っても、今、あの学校は何かやっているようなのだけど、どうなのですかなんて言うと、あんまり興味を示さない感じが強いので、これからそういった小中一貫校について、どのような流れでいくのかというのをやっぱり市民全体にもっともっとアピールしていただきたいなと思います。

**【会長】** ありがとうございます。さらに市民に周知徹底していく必要があるだろうという話でした。委員、よろしくお願いします。

**【委員】** 先ほどから皆さんがおっしゃっているように、やっぱり通学方法とか通学時間について書かれていることがとても多くて、私もまだ子どもが小さいので遠いところまで通学するとなると、やっぱりちょっと抵抗があるかなというふうには思いました。

あと、やっぱりそれぞれの地域での文化の違いについても結構書かれていることが多かったの  
で、その辺もちょっと気になりました。

**【会長】** 続きまして委員、よろしくお願いします。

**【委員】** 私がいつも言っていることなのですが、第六小学校は、大分、交通的なものの範囲が広がるということを行っていると思うのですが、これにも出ておりますが、御岳山地区とか平溝地区、この辺りがどうしても交通の便で、今、青梅線も青梅から先が雪が降りそうだと止まってしまうし、また来年度も1月13日と15日と16日、これが保線の関係で3日間止まってしまうというようなことでございます。

やはり、これをやるにはどういう形でスクールバスをぴしっと動かすようにするのか。それと交通関係ですよね。小学校1年生の子どもが、この地図にも出ていますけど70分をかけて学校へ通う。実際には70分以上になると思うのですが、御岳山の生徒になりますと、朝7時15分にケーブルに乗って、それからバスで御岳駅まで来て、今度はJRと、それから今現状でいきますと二俣尾の第六小学校まで歩いていくと。これだけ結構、苛酷なことがこれからどういう形で、人数は減ってくるとは思いますが、多分、御岳山でもどこでもゼロになるということはずみはずです。

ということは、数名の子どもがこれだけの重荷を背負って下まで通うのが本当にいいのか。そういうところをやはり考えていきたいなということと、この中にもいろんな意見が出ています。私が今言ったような事もありますし、やはり一番いい方向で、子どもさんは多分いろんな学校に統合になっても、少し時間が経てば慣れるのかなという形はありますけど、やはりそこまで通う交通手段ですね。事故も絡めて、そういうことが一番大事なのかなと、そんなふうに思っております。

以上です。

**【会長】** ありがとうございます。委員、よろしくお願いします。

**【委員】** 私は資料を見させていただいて、思いのほか小中一貫校に対する肯定的な意見が多かったのかなと思うので、何かその辺はすごくいい意見だったのかなと思います。

あとはデメリットということで、皆さんおっしゃている、やっぱり交通の面ということで、その通学をどう解決していくかというのが、多分、いろんな行政の中でも市役所の中でもいろんな課で横断的に考える必要があるかなと思います。

以上です。

**【会長】** ありがとうございます。委員、お願いします。

**【委員】** 考え方はいいと思います。ただ、やっぱり皆さんもおっしゃっているとおり交通の面が不安かなと思っています。私も子どもがいて、例えば低学年だと30分、それ以上歩くとなるとやっぱり大変なのかなと、あと、やっぱり慣れるまでの保護者の不安とか負担も出てくるのかなと思うので、どうなのかなと思います。ありがとうございます。

**【会長】** ありがとうございます。委員、お願いします。

**【委員】** まず、各地区の学校運営協議会の委員の方々が本当に真剣に丁寧に考えて意見をくださっていて、すごく感謝だなというふうに思いました。どれもやはりその地区に住んでいらっしゃる方の熱い思いなので、大事に大事に見ていかないといけないなというふうにも思います。

しかし、私はこのあり方審議会のほうに、今、3年目でやらせていただいて、最初の1、2年目は、やはりこの協議会委員の皆さんがおっしゃっているようなことをこの場で何度も何度も話をしたなというのを思い出しながら見ていて、こういう話もあったなというのを見ながら思っていました。

でも、今、この3年目になったこの審議会のところで割に意見がまとまってきているのは、やはりその中で意見を出し尽くして、いろいろな協議をしながら一つ一つ教育委員会の皆さんから説明を受けたり、いろんな資料をいただいたり、ほかの場所を見たりとかしていきながら、この青梅の子どもたちのために何がいいのかという視点を合わせてきたから、そんなに今ここで大きな意見の分かれがないのではないかなと思うのですね。

なので、やはりこれだけの協議会委員の皆さんからたくさんの意見をいただいているので、それを丁寧にやりながら、審議会としてまとめて丁寧に伝えていく時間がもう少しかかるのかなというふうには思いますが、そのところを私たちのこの審議会の務めとして果たしていかなければいけないなというふうに思いました。

**【会長】** ありがとうございます。委員、お願いします。

**【委員】** まず、事務局の皆様方の御苦勞に対して心から感謝したいと思っております。本来であれば、私たち委員が直接その地域の方の意見を聞く、生の声を聞くということが本筋だったのだらうと思うのですけれども、やはりいろんな面からそういうのができない中で、本当に細かいと

ころまで意見を拾っていただいてありがたかったなと思います。この意見を私たちも大事にしながら、今後の話し合いをしていかなければいけないと思います。

また、過去に市民の方々のアンケートも取ってきましたので、ここでもう一度、地域の方の意見、それから取ってきたアンケートも踏まえながら意見交換をする必要があるのではないかなと思っています。

その中で、読ませていただいた範囲で言えば、一つは学校の再編をしなければならないという背景について、つまり児童・生徒の減少、それから校舎の老朽化の問題については非常に理解が得られたのではないかなと思っています。

あわせて、将来の子どもたちの教育の質を担保する、守っていくということに対しては、ある程度の児童・生徒の人数が必要なのだということも、私たちの言葉で言えば、適正規模についての御理解もいただいたのではないかなというのが、まず1点あります。

2点目は、やはり課題としては適正配置、学校が変わるとか、交通手段がなかなか難しいところの学校に通うということに対しては、やはり子どもたちの登下校に対しての利便性とか、安全・安心の確保、スクールバスの話も当然出てくるわけですけど、この課題が大きいなというふうに思いました。これはやはりきちんと議論していかなければいけないのではないかなと思います。

それから、見逃してはならないのは、一部の地域においてやはり学校が他の地域に移ることに様々な地域の懸念事項があるということも理解できました。この点については今後の話し合いになるのですけれども、先ほど会長がお話になったように、子どもの将来、未来を考えた議論をしていくべきだろうと改めて思いました。

この会の前期の勉強会で統廃合となった飯能市の学校を訪問していました。その学校訪問の中で校長先生がおっしゃっていましたが、統廃合については様々な御意見があったけれども、地域の方々の英断によって新しい学校ができたことに感謝したいというお話をされていました。

やはりいろいろな意見があることは分かるのですけれども、子どもたちのことを考えたときに何がベストなのか、ベターなのか、それを考えられるような審議をこれからもしていきたいというふうに思っています。感想になりますけれども。

**【会長】** ありがとうございます。副会長、よろしくお願いします。

**【副会長】** 今回、3地区の資料をいただきましたが、これですね、私、ほどほど目を通したんですが、皆さんが本当にいろんなことを伝えていて驚きました。それぞれの地域でもっていろんな希望とか御意見があるということで、小中一貫校に関してはそれほど問題はないなという感じはします。

あと、学校の距離と施設の大きさ、そのような感じでもってこれから進めていかなければなら

ないと思うのですが、もうちょっと、私、これはもっと詳しく検討して次の機会には意見を言おうかなと思っています。

何分、これだけいっぱい資料があると目を通すだけで大変なのでね。皆さんね、でもこれはそれぞれの地域の御意見をいただいているわけですから、その地域の事情をちょっと理解してやろうかなと思っています。

以上です。

**【会長】** ありがとうございます。

私からも今の感想を述べさせていただきます。3点に分けたいと思います。

1つ目は、おおむね学校再編の必要性や理由について理解していただいているなというふうに感じました。

2点目ですけれども、皆さんと同じ、学校再編に当たって子どもの通学時間、通学方法についての懸念が大多数を占めていた。これは当然のことであって、審議会として十分に検討する必要があると感じます。

3点目ですけれども、一部の地域から学校が失われることへの懸念が示されています。これも当然のことであるというふうに理解できます。

審議会では子どものよりよい教育を実現するために最も大切なことは何かという点で論議して、各地域が最終的にそのためであるならばと理解していただけるように、そういう方向性を出していく必要があるなというふうに感じております。

それでは、一通り御意見をいただいたわけですが、さらに加えて、感想としてこういうこともそういえばまだ言えていなかったなという方がいらっしゃいましたらお願いしたいのですが。

(発言する者なし)

**【会長】** 共通してやはりこの中でも、私は今、印をつけながら聞いてきたんですけれども、委員からネックなのは通学時間、通学方法、時間についてのお話がありました。また、御岳山と平溝地区のことを例に挙げまして、やはり交通手段が最大の問題であるというようなことで、スクールバスをどうするかというようなお話があったかと思います。それから交通面が不安であるということですね。

そこで、今、私たちはどういうふうな通学手段に最終的にしたらいいかということについては、まだ論議を深めていないのですけれども、皆さんの頭の中には、多分、スクールバス、先ほどお話もちょっと出ましたけど、スクールバスなら可能かなとか、こういうふうにお考えの方もいらっしゃるのではないかと思います。

事務局のほうで、スクールバスについて皆さんに情報提供をする準備ができていると聞いてお

りますので、ちょっと資料をいただいて、それについてちょっとみんなで考えを深めたいと思います。よろしくお願ひします。

**【事務局(教育総務課課長)】** 恐れ入ります。この件につきましては追加の資料を用意しております。配付させていただきますので、そちらを御確認ください。

(追加資料配付)

**【事務局(教育総務課課長)】** それでは、スクールバスについて、事務局から補足説明をさせていただきます。

多くの地区において通学の遠距離化による懸念が出ており、スクールバスの要望が多く出ております。そのため、スクールバスについて御説明させていただきます。

追加配付しましたスクールバスについての資料を御覧ください。こちらは、少し古くはありますが、文部科学省の国内におけるスクールバス活用状況等報告の抜粋となります。こちらについて説明いたします。

まず、1としてスクールバス導入の背景についてとなります。全国的にスクールバスの導入としては、2つの契機で行われております。

1つ目は、僻地における通学支援のための導入です。昭和29年に施行された、へき地教育振興法にもとづき、僻地学校への通学支援のためのスクールバスの購入費の国庫補助制度が設けられています。また、学校の統合のため遠距離通学が必要になった児童・生徒を対象としたスクールバスの国庫補助を行っています。なお、本市はこの僻地には認定されておりません。

2つ目は、通学路における安全確保の手段としての導入です。平成17年に広島市、栃木県旧今市市、今の日光市でございしますが、こちらなどで発生いたしました通学路における児童・生徒等に対する犯罪事案の発生を受け、登下校の安全確保の観点から、先ほど申し上げた僻地支援のスクールバスに通学距離が短い児童・生徒を同乗させる取組等がなされています。

また、文部科学省としても、警察庁、総務省、国土交通省と連携し、登下校時における児童・生徒の安全確保のための路線バス等の活用について、こちらは平成18年2月になりますが、これを各都道府県および指定都市教育委員会に対して発出し、路線バス等をスクールバスとして活用することについて、登下校の安全確保の方策の一つとして検討するよう求めていることが背景にございます。

次に、2のスクールバスの運行形態です。一言にスクールバスといえど様々な運営形態がございします。登下校の時間帯は児童・生徒のみが乗車するバスと児童・生徒が路線バス等に一般の乗客と一緒に乗車する場合を区別した上で、図で表すように、左からバスの種別として専用スクールバスと他の公共交通機関の活用に分かれ、右に移りまして行政費用負担の有無により、さらに右のとおり運営形態が5つに分かれております。

図の下に移りまして、①専用スクールバスの直営型。自治体が直営で運営する専用スクールバスになります。登下校の時間帯は児童・生徒のみが乗車するが、自治体によっては空き時間を路線バスや福祉バス等、他の用途に利用することもあります。運営費用は行政が負担し、保護者を含む利用者の費用負担は発生しない場合が多いようです。

次に、2ページの②専用スクールバスの委託型となります。自治体が民間事業者等に委託して運行する専用スクールバスとなります。

自治体が所有する車両の運行業務のみを委託するケースと車両も含めた全業務を委託するケースがありますが、いずれの場合も登下校の時間帯は貸切りとなり、児童・生徒のみが乗車します。運営費用は行政が負担し、利用者の費用負担は発生しない場合が多いようです。

次に、③専用スクールバスの運営支援型となります。これは、PTAや地域協議会等、地域の団体等が主体となり、行政の支援を受けて運営する専用スクールバスとなります。

民間事業者等への委託により地域の団体等が主体となって運営し、行政はその運営費用の一部を補助します。保護者や地域の主導で導入の検討が始まっているため、利用者の自己負担が発生する場合が多いようです。

次に、④専用スクールバスの独立採算型となります。これは、PTAや地域協議会等、地域の団体等が主体となり独立採算で運営する専用スクールバスとなります。

民間事業者等への委託により地域の団体等が主体となって運営し、行政の補助もなく、全て利用者や地域の負担により運営されています。保護者や地域の主導で導入の検討が始まり、かつ行政からの補助がないため利用者の自己負担が発生します。

最後に、⑤路線バス等活用型となります。これは、路線バス等の交通機関を児童・生徒の登下校に活用するものとなります。

路線バス、コミュニティバス、福祉バス等、様々な交通機関が児童・生徒の登下校に活用されています。専用スクールバスとは異なり、児童・生徒は一般の乗客とともにバスに乗車し登下校を行います。行政直営の路線バスや行政からの委託で運行している路線バス、あるいは民間事業者が運行する路線バスなど様々な交通機関が活用されていますが、いずれの場合も児童・生徒が購入する定期代等の通学費に相当する費用の一部、または全部を行政が負担する場合があります。

行政直営の路線バスを活用する場合は、児童・生徒の通学費相当分の予算を教育委員会が確保し、その予算を路線バスを所管する部局の歳入とするなど、多くは行政の内部で経費負担が行われます。

一方、民間事業者が運営する路線バスを活用する場合は、業務委託として行政から事業者へ委託料が支払われる場合と、行政から利用者に定期代等の費用が支払われる場合があります。

次に、事例集による全国の導入事例となります。恐れ入ります。別紙のスクールバス導入事例を御覧ください。

まずは、1 ページ目、宮城県石巻市の事例となります。こちらの取組のポイントとしては、左上の枠内にあるように、多様な運営形態によりスクールバス運行を行っている点等が挙げられております。右側のポイントで、スクールバスの運用形態は、1) 市直営の専用スクールバス、2) 民間事業者に委託した専用スクールバス、3) 定期代補助により利用する路線バス、4) 利用者が少ない地域において民間事業者に委託するタクシーとなります。

次に、2 ページを御覧ください。こちらは、山形県三川町の事例となります。こちらのポイントは、中学校通学バスを保護者が主体となって運行するところとなります。右側に移りまして、こちらのポイントは、PTAの役員が運営の中心となり、町内会との連携により乗降場所を設定しています。

また、負担金については、全員参加を義務づけるとともに、町内会ごとのPTA役員が就任しているため、負担金の未払いは一度も生じていないとのことでした。

次に、3 ページを御覧ください。こちらの長野県川上村の事例では、路線バス、スクールバスを村営で運営するとともに、スクールバスに一部有償による住民交通で活用したものととなります。

次に、4 ページを御覧ください。こちらの三重県鳥羽市の事例では、市所有のバスを活用して民間事業者に委託するとともに、登下校の時間帯以外は福祉バスとして活用する事例となります。左下に時間帯別の利用者数がありますが、午前9時、11時といった登下校の時間帯以外の利用者が多いことが分かります。

最後に、5 ページを御覧ください。こちらは、熊本県熊本市の事例となります。こちらは、運行協議会によるバス運営を行うことと、健康維持のため、学校から2 km離れた停留所との間を歩行する事例となります。

右側のポイントの3つ目を御覧ください。スクールバスの課題といたしまして、利用者の体力低下が懸念されており、健康維持のため、停留所を小・中学校から2 kmほど離れた公民館として、そこから徒歩で通学するものとなります。

それでは、スクールバスについての資料にお戻りください。3 ページ目の4、スクールバスの導入における基準についてでございます。こちら、国等の基準は特段ございませんが、国庫補助の対象としては、通学距離が小学生が4 km以上、中学生6 km以上が補助の対象となっております。

このほかに、自治体独自で基準を設けている場合が多く、先ほどの事例でも、小学生3 kmとの例もございます。

最後に、5のスクールバス等の多様な交通手段導入に伴う課題についてとなります。まずは、

先ほどの事例であるように、徒歩での通学時間が減ることから、体力低下のための運動量の確保、体力づくり活動の充実、また、バスの乗降時間が限られることから、放課後の遊び時間や学習時間の確保、更に、単にバスに乗っているのではなく、乗車時間の有効活用が挙げられております。

本市においては、成木小学校が、旧第八、第九、第十小の再編の経緯によりスクールバスが運行されておりますが、当初は、都営バスの独自路線を走らす形としておりました。その後、現在は、委託型専用スクールバスの運営形態となっております。

スクールバスというと、一概に専用バスと捉えがちですが、様々な運営形態があることも御認識いただければと存じます。

大変雑駁ではありますが、説明は以上となります。

**【会長】** ありがとうございます。青梅は大変広いので、同じ多摩地区の市でも、2 km 掛け 4 km の市もあるのですよね。そういうところと青梅は全然違いますよね、同じような学区を整理するということですね。それで、交通手段ということでは、やはりどうするかということが課題になってくるかと思います。

今、説明をお聞きしまして、何か質問なり、またはお感じになったこと、御意見等ございましたら。

**【委員】** すいません、資料の中に、直営型であったりとか、委託型だったりとかっていうのは、1 から 5 までであると思うのですが、全国的に見ると、これ一番多いのって、どれが一番多かったりするかって分かったりするのですか。

**【事務局(教育総務課主査)】** そこまでの資料は用意できておりませんので、お知らせすることはできませんが、一般的に専用スクールバスというのが、多分、皆さんが思われるスクールバスだと思っております。公共交通を活用して、通学費の補助をスクールバスと認識されている人のほうが少ないと思います。実際は交通費の補助のほうが多いとは考えておりますけども、そこをスクールバスという認識で見られるかはちょっと別かと考えております。

**【会長】** 委員、よろしいですか。

**【委員】** 大丈夫です、了解です。分かりました。

**【会長】** ほかにいらっしゃいますでしょうか。

**【委員】** あと、すいません、もう一つ。後を考えていく中で、中央地区、西部地区、北部地区って、今あるのですけど、今の段階ではですね。これ、それぞれの地区で、それにそぐわしいもので別々に選んでいくのか、全部一貫した方向で選んでいくのかっていうのは、どういうふうな考え方でいったらいいのですか。みんな一緒の形でいくのか、それぞれやっぱり適したものがあるよねというので、それぞれ独立で考えていくのかっていうところ。今後決めていく中で、方向性としてちょっとお伺いしたかったですけれども、よろしいですか。

**【会長】** ありがとうございます。そういう質問ですけど、事務局もまだそこまでは行っていない。

**【事務局(教育総務課主査)】** 詳しくそこまでというところはないとは考えておりませんが、青梅は、公共交通が通っているところと通っていないところが、大まかにあると思っております。使えるものはまず使って維持していきたいというところが、市のまちづくりの考えの中でもあると思いますので、そういったところと、どうしても公共交通が行き届かないようなところに対して、交通的にラストワンマイルといったりしますが、そこに対してきめ細かな手が必要なのかどうかということも御意見をいただきたいと思っております。

**【会長】** いい質問、ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

**【委員】** いろんなスクールバスの形態の御紹介があったわけですが、これは、本審議会で決めることではないと思うのですが、教育委員会がスクールバスを走らせますよというふうに単独でというか、決定すれば、市のほうでその補助でやるとか、いろんな対応がされるのでしょうか。市の中の様々な部署の中で、交通機関を扱うところがあるかと思うのですが、そこの調整というのは必要ないのでしょうか。

その辺の決定について、今後ここでやってくださいと言って、やれるのだからというふうに簡単には思えないので、市役所の中の部署の中で、どういうところとの調整が必要になるのか、もし分かったら教えてください。

**【事務局(教育総務課主査)】** 今、委員が言われましたように、スクールバスを単に走らせますよということは、現状では一概に言えないと思っております。公共交通が先ほど来から話がありますが、走っているというところで、その乗客を奪うような動きのスクールバスがもし仮にできた場合に、そういったところとの協議が必要というところで、市では交通政策課という部門がございしますが、その交通政策課では、青梅市単独ではなく、交通事業者と協議する公共交通協議会という場がございします。そういった場で青梅市内の公共交通、そういったものをどう考えていくかというところがありますので、実際にスクールバスを運行するに当たっては、そういった協議会への報告なり協議なりも含めて進むと考えております。

**【会長】** 委員、よろしいですか。

**【委員】** 分かりました。

**【会長】** これからも時々答申についての話をいたしますけど、委員おっしゃったように、これをするとか、そういうことを決める立場ではないのですよね。答申に当たっては、こういうふうな形がいいじゃないかということで、具体案を出す中で、配慮事項なり要望事項なり、そういうようなことで書き込んでいくと、ぜひこの案を実現、整備してくれと、そういうような形になっていくかと思っております。

ほかにございますでしょうか。多分、かといって私どもは、スクールバスについて何も検討し

ないということは、やはりそれはまだ話合い、構わないですね。具体的にこの地区は、再編に当たってこういう形がいいじゃないかなと出していくときに、スクールバス、これはもうぜひ適用したほうがいいじゃないかと、その際にはこういう形で行う。せめてこういうことは実現する必要があるというような話は、また皆さんからどんどん意見を出していくという形になっていくと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、今、感想をいただきましたけど、先ほどから事務局からお話がありましたように、この後、来年の1月の審議会、またはその次にもし審議し切れなければ、臨時会もまた可能性がという話でしたけど、そのときに今回各地区からいただいた意見について、私たちの審議会でのことについては、こういうようなことをやはり進めなければいけないとか、そんな意見も言うようなことになっていくのですけども、そのためには先ほどお話がありましたように、何を検討・課題とするかということを経務局がそれまでの期間、洗い出していくということでございます。

---

## (2) 今後の課題について

**【会長】** そこで、次の協議の次第でいきますと、4、協議事項の(2)今後の課題についてとありますけども、「検討」という言葉を入れていただくといいかもしれませんが、今後の検討課題について、こういうふうなことをさらに検討し深めていく必要があるだろうなど、そういう洗い出しをして、私どもとして、全て網羅できないかもしれないけど、それを参考にしながら事務局が検討の重点事項をさらに出していくという形になります。

そこで、そういう参考になるようにといたしますか、考えるきっかけとなるような、そういうことについて皆さんから、今日いただいた膨大な資料の中から、特にこのことについてはやはり検討していく必要があるということで出していただけたらありがたいと思いますが、次回、だからといってすぐ使うとかいうことではございませんので、少し気楽な気持ちで、言いつばなしになっても結構ですので、出していただければと思います。

少し考える時間が必要ですか。ちょっと時間を置きますね。2、3分。私、今、進行をどうやって考えているかというと、項目ごと、つまり委員さんから答えていただいた学校の規模、それが終わったら学校の配置、通学、次に小中一貫校教育と、こういうふうに分けていったほうが意見出しやすいかと思って、それで聞いていこうと思います。

先ほど出された感想とかその後で構いませんので。では、再開させていただきたいと思います。

挙手で、まず、これはやはり検討課題として欠かせませんよというようなことで、ありましたらお願いしたいのですが、大ざっぱな、大まかなことでも結構ですし、少し具体的な、何というのですか、もうちょっと皆さんのブレインストーミングみたいな形にしていきたいのです。意見

をどんどん出して鮮明させていくような、そういう形にしたいので、遠慮なく出していただけたらと思います。

では、また指名ということで、よろしいでしょうか、順番で。今度は逆回りで。こちらの委員からお願いします。

**【委員】** 何か先ほど項目別って話あったのだけど。

**【会長】** 学校の規模ということについて、いきたいと思います。

**【委員】** では、ちょっと懸念しているというか、この中にも意見が出てきている中で、学校規模についてなのですけれども、まず一つは、今後の児童・生徒数の見通しの中で再編をしたのだけれども、児童・生徒の数が減った場合、適正規模にならない状況になった場合に、その学校は今後どうするのかというあたりは指摘されていましてよね。適正規模にならないのじゃないか、そういう状況も来るのじゃないかというのが一つです。

それから、これは規模と適正範囲に関することなのですけれども、校区分けをしていくと、自分の指定されている学校が遠くなってしまう、どう言ったらいいのか分からないのですけど、簡単に言うと指定校変更ができるのかということなのですけど、つまり、隣の地域のほうが近いのだから、何も遠いところまで行く必要はないのじゃないかというような、そういう指定校変更の希望が今後出てくるのではないかということです。

青梅市は学校選択制をしないというのですけど、そこは教育委員会のほうから回答していただきたいのですが、学校選択制をしない中で、指定校変更について希望が出てきたときにどうするかというあたりが、どうなのだろうかというのを、ちょっと今、意見の中から出てきた中で考えています。2点です。

**【会長】** ありがとうございます。皆さん、指定校変更っていうのは、大体青梅がどうしているかというのは御存じではないのですね。実は、青梅も多少そういうことを取り入れたりしているので、そのあたり、せっかく委員から話が出たところなので、知識を深めるために事務局から説明をしていただけますか、指定校変更。

**【事務局(教育総務課主査)】** まず指定校というのは、小・中学校、子どもたちが通う学校のことです。青梅市は、居住する住所によって指定校がまず決められております。例えば東青梅1丁目に住んでいたら第四小学校というような形で決められております。

指定校変更というのは、決められた学校以外の学校に通学することをいいます。青梅市でいうところの指定校変更におきましては、簡単に言うと、明らかに指定校よりもほかの学校が距離的に短い場合、目の前に学校があるのに指定校が違う場合等々の距離的要件によって変更が可能であること、あとは中学校において指定校に希望する部活動がない場合に、隣接する違う学校に指定校変更といった形で通学することも可能でございます。

あとは、諸々いろいろな社会的な事情等、家庭的な事情等によるところもございますが、大まかにはそういった点と、あとは、この審議会の中でも何回かお話に出てきております小規模特別認定校という制度が青梅市は導入されておりまして、成木地区の成木小学校と第七中学校が小規模特別認定校としておりますが、そこにおきましては、小規模のよさを生かした上での教育を行うということで、全地域からそこに関しては就学を希望することが可能となっております。大まかに言いますと、そういった指定校の変更がございます。

**【会長】** 大体、御理解いただけただけでしょうか。

**【委員】** 今の指定校の変更の理由の中に、児童・生徒間の人間関係の問題、いじめとか、それも入っているのですか。

**【事務局(学務課長)】** そのあたりにつきましては、教育的配慮による場合というのはございまして、いじめとか不登校等に起因して、学校生活に影響が出ているような場合につきましては、相談機関に相談したり、今通っている学校、それから受入先となる学校の校長先生の事実確認や面接を受けて、また、保護者の御意見もいただきながら対応している部分でございます。

**【会長】** 諸手続を経て、最終的にはそういうことが可能であるということによろしいですね。では、委員から今、2点出していただきました。

次委員、お願いします。

**【委員】** まず、学校の規模については、学校の適正化については、皆さんにも、多くの方に御理解いただいているのかなと思うのですが、その中で残っているいわゆる地域の文化をどう結集していくのかというような課題についてですが、非常に地域の方々の不安になっているのだろかなというふうに思います。

例えば、私、今まで自分が校長としてやってきた中でも、自分の学校の中でいろんな支会が、一緒になっているような学校にも校長としてやってきて、でも、子どもたちはやはりそれぞれの自分の住んでいる地域の支会の文化を持って学校に来て、学校は学校でその文化を一緒にしながら、いいところを見てやっていくみたいなことをやっているのですね。

だけど、そういうことがなかなか伝わらないのだろうなっていうイメージも今回あったので、ここの中でいろいろ議論していただきながら、自分たちの地域はなくなるけど、その地域の文化を持った子どもたちが統合された一貫校に行ったときにもっとメリットが出るっていうことを、この審議会でもっと揉んだり、いろんな例もお伝えしながらやる必要があるかなというふうに思いました。

あと通学の件なのですが、今、私七中にいるのでよく分かるのですがけれども、本当にもう千差万別な、一人一人に全部違うような交通手段がないとうまくいかないのは確かなのです。

小学校の成木小で、新町辺りから来ている子たちは小学校1年生でも1時間かけてバスに乗っ

ているのです。それは新町からずっと回って成木の8丁目とかまで行って回ってくるので1時間かかるのです。だけれども、それだったら子どもに負担があるからといって、保護者が直接送ってきている方もいらっしゃるし、あと地域の路線バスを使っている方もいる。地域の路線バスを使わずにスクールバスを使っている子もいるという、本当に全部の子どもたちに全部確認をしていきながらやっている状況なのです。

じゃあ七中はどうしているかという、成木小の路線バスの帰りのバスで空いているところを月に今6日間くらい出してもらっていて、そこに乗れる子たちが乗っているような感じなのです。

それは違う組織をつくって、アンケートを取って毎月意見、希望日を聞いて整えたりしているのですけども、中学生は大体その路線バス、成木小の下校バス、それから送り迎えのバスというふうに使っているのです。

なので、皆さんが心配していることは非常によく分かって、実際自分がそういうふう動いている学校にいますので、よく分かるのですけれども、その辺のところも実際にいろんなパターンを導入している成木小なり七中なりの事例を皆さんにお伝えしながら、いろんなことが解決できますというような話もしていく場があればいいなと思いました。

あと、小中一貫教育のところでは、ここの施設の面で今考えると、小中一貫教育の一体型が一番メリットがあるという形ではあるのだけれども、教育の中身を考えたときに、これはもう学校ソフトの関係なのですけど、学校教育がしっかりしていなければ、分離だって一緒だろうし、義務教育学校にしなければ意味がないみたいな御意見もあつたりするので、ここも丁寧に説明をしていく必要があつて、この審議会の中でも皆さんに御理解いただく、地域の皆さんに説明する場も必要だろうなというふうに思いました。

**【会長】** ありがとうございます。取りあえず、今、学校の規模というところに絞って。

ですから、もう一度、また小中一貫とか通学について、委員の番になりましたらお願いします。

では、学校の規模について委員お願いします。

**【委員】** 規模と言っているのかちょっと分からないのですけども、やっぱりそれなりに人数が多くなると、現在、小学校は今小人数で目が行き届く範囲で勉強したりもしています。それが今後、そのように人数が多くなるとやっていけるのかなという不安と、あと、先生方の教員不足っていうのもやっぱり、テレビとかでも聞いたりもしているので、それがちゃんと成り立っていくのかなという心配があります。

以上です。

**【会長】** 大人数での学級で目が届かないとなってしまう心配がないかが一つですね。教員不足っていうのは、教員になりたいという希望者が減っているとか、そういう話で言われますけど、現在、東京都青梅市では、そういう状況の中でも、先生は多分足りていると思いますけど、いかが

ですか。

**【事務局(指導室長)】** 欠員があるという状況は、今の状況ではなさそうであります。

**【会長】** 分かりました。ありがとうございます。

**【委員】** 私もあまりよく分かんないですけど、僕は個人的には、例えば学校は人数が多いよりも少ないほうがいいと思っていて、いろんな学校の中学生とかと接する機会がありますけど、人数少ない学校って結構優秀な子が多かったり、個人的な感覚ですけど、そういうがあるので、例えばですけど、今後成木に集約したという場合に、そこが青梅にとって、英語がすごいだとか、自然に囲まれてるからSDGsにすごい特化している学校だとか、何かそういう強みのある学校になってくると、逆に希望して青梅市内からもそういう学校に行きたいなという子どもが来たりして、そういうのもできるのかなと思ったので、必ずしも多いだけではなくて、小さければ小さいなり強みに生かせるような、そんな学校になっていくといいのかなというふうにお話を聞いていて思いました。

**【会長】** 学校規模についてさらに検討していく必要があるということですよ、今のところ。

**【委員】** 今、委員から出たように、私も人数が少ないというのは、それだけにいいのかなとは思いますが、結局、コミュニティ・スクールやって、学校へ行く機会がちょくちょくあるのですが、教室が結構余って、こんなに教室が空いてるのっていうくらいに、確かにあるのはそのとおりです。

一つ疑問というか、今、学校の在り方改革でこういうふうにはやっていますが、これはやはり少ない人数をつけて、そもそも論ですよ。少ない人数を、つまり統合して人数を多くして、よく言われるように好ましい学級・学校っていうことだと思うのですが、これ、学校を小さくして、そういうような学校じゃ駄目なのですか。小さい人数でやっていくっていう学校は、どうしても場所によって、できる場所とできないところってあると思うのです。

さっきのスクールバスの件なんかもそうなのですが、本当に必要なところにスクールバスは入れるべきだと思います。割り方平坦だとか、歩いて行けそうなところっていうとスクールバスなんて要らないと思うし、本当に必要なところっていうものをやはり理解するのがいいのかなと。

ですから学校も、前回は言いましたように、木造建てでそれこそ小さい学校でやるっていうのも、これは一つ選択肢としては残ってないのですか、もう。

私も小学校のときに、第六小学校で分校にいました。分校にいて、それから沢井に本校があって、第六小学校、5年生、6年生は行くのですが、やはり小さいクラスっていうほうが、もう古いかもしれないのですが、そういうほうが私は好きです。

**【会長】** よろしいですか。まず、今いただいた意見の中から、今後検討していく材料を探しましょうということをやっていますので、それぞれの委員さんにお考えがあるかもしれませんが、

今はそれでなくて、私どもの審議会が検討していくある基準というものがあって、ここは何とか確保していきましょうということでやってきてますよね。それについて確認したいのですけれども、いずれにしても、今、委員からのお話は、小さな学校、大きな学校ということ、メリット、デメリットについて改めて論議にしたいということですね。

ちょっと申し訳ないのですが、中間報告を今年出したわけです。それに立脚して、今年度、来年度、進めていきましょうというふうに今なっているのです。それでも、委員御存じのように、多分そこに全て納得できていない面があるかと思うのですが、国が基準を示して、青梅市でも基本方針というのを出して、市教委のほうで出してきている。それが、具体的に例えば小学校、小・中とクラス替えができる。学年、できれば2学級になるような、そういうような学校づくりを基本的には進めていきましょうと。

ただ、教育長からの諮問の中で、地域の特性・特色を。

**【委員】** いや、内容は理解しているのです。ただ、1時間もかけて小学生が行くような学校に通学していく。私、青梅の市内であれば、割り方どこへ行ってもそれほどの違いはないと思うのです。副委員長としてやられていますけど、同じようなところがあるので、立場上言えないだろうから黙っていると思いますけど、すごい矛盾があると思うのですよ。だから、それも理解しているのです、しょうがないから。これがだから進んでいっても、私が生きている間にはもうこれは多分実行されないと思うので、そんなあれはないと思うのだけど、ただ、ここに集まっている皆さんも、そういう考えの人ってある程度いると思うのですよ。もうそれもしょうがないことなのです。そうなると思います、人数が本当に少なくて。

出生率、もう0歳児なんて520人くらいなのですよね。これがもう続いているわけですから、人数がどんどん減っていくというのは当たり前で、学校を統合するっていうのも当たり前になると思います。小中一貫校もそういう形になると思います。

その中に、学校の中でいろんな問題があって、今、多摩川を挟んで川向こうの子が、こっちへ来ています何人か。だから、おかげさまで1年生は24人になっちゃいましたよね。そういうことがあったり、多分いなければ24人という1年生が、多分12人ぐらい、10人いいところぐらいなのかなっていうふうに思いますけど、もし選択肢があるのであれば、それはちょっと入れてもらいたいというのは、前からそういう話が、もう十何回も進んでいるわけですから、出ていたと思うのですが、いろんな話を元へ戻しちゃったりなんか、大変申し訳ないのですが、最近これからどうなっていくのだろうかという、少子高齢化がすごいスピードで進み出していて、国が今考えているような人数よりももっと早く多分人数は減ってくると思います。学校の在り方改革でも2059年とかそういうふうになってますけど、多分2059年はこんな人数じゃなくて、もっと減ってるのじゃないかなと思います。

ですから、やはり学校を統合する、小中一貫校にする、これはいいことだと思います。その中で、地元の人たちはやはり防災的なものも必要だし、いろんなものも出てくると思います。

やはり一番問題なのは人数が減るっていうのが問題で、これから増えることはもうないでしょうから、そんなところをやって、話が前後しちゃったりなんかして大変申し訳ないのですが、何とかうまくやりながら小中一貫、また小学校の統合を進めていかなきゃいけないのかなっていうのは、私もよく理解しているつもりです。

**【会長】** そうですね、いろいろ今の委員の御心配など、そういうふうなこともありますので、私もこれから検討していくときに、先ほど挨拶の中でもお話したかと思うのですが、理解を最終的に、そういったものはいろいろあるけれど、こうするのがベストというよりはベターだなと、地域の方々に思ってもらえるような、そういう案をこれから考えていく必要があるのだろうと、その思いは皆さんきっと同じですよ。

委員からは、いずれにしても学校が小さくなっていくと、そういうのを全て大きな学校というような形でしていいのかどうかということの検討も必要というお話だったと思います。

**【委員】** そうですね、それぞれのやっぱり地域のよさなどを生かした適正な規模の学校になればいいのではないかなと思います。

**【会長】** ありがとうございます。

**【委員】** もう少し小中一貫校について勉強させていただきます。

**【会長】** また、そうですね、小中一貫校について時間がありませんでしたら、3つ目の項目でまとまてきますので、もしありましたらお願いします。

**【委員】** すいません、学校の規模のところ。

**【会長】** 学校規模についてということで。

**【委員】** ですね。デメリットのところをちょっと見ていったのですが、やっぱり今後の規模は、どんどん想定しているよりも小さくなっていくのじゃないの、もう一回精査したほうがいいんじゃないのという意見になるのかなと思って見ていました。

なので、まだ2059年とかという時間もあるので、今年、来年だけにとらわれずに、今後もずっとこういう、この話は進めていかなきゃいけない、ずっと続けていかなきゃ駄目なのかなと思って見ていました。

**【会長】** ありがとうございます。私どもが取りあえず今想定したこの計算の中で答申をしていくと。その後、多分市教委のほうで。

**【委員】** そうですね、来年、再来年といくとまた状況が変わっていていると思うので、引き続き見て、その状況に合わせて進めていかなきゃ駄目なのかなという感想です。

**【会長】** 委員からは想定以上に減るのではないかという意見がここに出ていたと、そのことにつ

いて検討が必要じゃないかというような話だったかと思います。

**【委員】** 学校の規模というのは、そんなに差は出てこないと思うのです、いろんな案の中で。ある程度の規模があったほうがいいという一つの価値と、それとやっぱり通学の、抱き合わせではないですけど、数だけでできることではないので、どこに集約していくのが子どもに対して負担が少ないのかということも含めて、場所とかも決まってくるのだと思うのですけども、集約するほかに、どうしても厳しい、例えば御岳とかそういうところの子どもたちに関しては、分校とかそういった案もあったと思いますけど、そういうことも一つ案として入れた中で考えていただけてもいいのかなというふうには思います。

実際に学校に行けないような状況もあるわけなので、今後統廃合っていうふうには、形はもうなっていますけども、一つのそういう別のケースというか、それも考えていただけたらいいのではないかと思います。

**【会長】** ありがとうございます。集約していくということと、子どもの負担ということも抱き合わせで、一番いい地点に着地できるようにということだと思います。

今、分校という話がありましたけど、制度上分校について私どももよく分かっていないだろうと、事務局で心配して資料を作ったという話を聞いてますので、ちょっとお時間いただいて、分校について御説明いただけますか。

**【事務局(教育総務課長)】** それでは、分校について、事務局から補足説明をさせていただきます。恐れ入ります。この件につきましては追加の資料を用意しております。配付させていただきますので、そちらを御確認ください。

(追加資料配付)

それでは、資料を御覧ください。西部地区の再編案において、特に御岳山等の遠距離通学の負担を考慮して、分校設置の意見が上がっております。そのため、分校について御説明させていただきます。

追加配付いたしました分校についての資料を御覧ください。

まず初めに1、分校とは、通常の学校の本校とは独立して設置される教育施設を指します。分校は、離島など地域的条件が厳しい地域で、本校への通学に著しく支障があるときに設置されるものとなります。

次に、2の分校と分教室の違いになります。一般的に混同されがちですが、分校は本校から独立した組織で、独自の教職員や管理職が配置されます。一方、分教室は本校の一部が分離したもので、児童の籍は本校にあり、教職員の定数も本校と共有されるものとなります。表に組織、在籍、設置目的別に違いを表しております。

なお、近年増えている不登校特例校は、名前が分校と使われたりもしますが、実質的には分教

室となります。

次に、3の分校設置の背景についてです。時代の背景もありますが、一般的に小学校や中学校、高校などで見られる分校は、児童・生徒の数が多過ぎて本校では受け入れられない場合や、通学手段が限られている環境に対応するために設置されることが多く、また、冬季などの期間限定で設置される分校も存在します。一部の分校は、病弱な生徒を対象とした院内学級や、特定の環境にある受刑者のための学校など、特別なニーズに応じて運営されていることもあります。

次に、4の分校の規模と管理についてとなります。分校の規模は、原則として、学校教育法施行規則により、小学校では5学級以下、中学校では2学級以下と規定されています。

分校の設置者は、一部例外を除きおおむね本校と同じとなります。分校には、通常、分校主任、または分校主事が配置されますが、重要な決定や文書の発行には本校の校長の許可が必要になるため、手続や承認に時間を要するケースもあることから、分校の運営が本校の方針に大きく依存することになります。現代においてはICT技術が発達しているので、様々なことができると思いますが、物理的に遮断されている場所で同じ学校経営方針の下、行うことには相応の工夫が必要であります。

次に5、分校のメリット、デメリットについてです。メリットについては、あくまで本市における御岳山等の遠距離通学での場合を想定しまして、通学の利便性向上として安全な登下校、本校から離れた場所に校舎を設けることで児童の通学しやすさが向上し、安全な登下校が可能になること、また、体力的な負担軽減として通学距離が短くなるため、体力的な負担が軽減されることが挙げられます。

次に、裏面を御覧ください。デメリットについては、昨年度来御協議いただきました学校の規模に関わる話となり、小規模でのデメリットと同様に、交流機会の減少等が挙げられます。

本審議会が目指す学校規模の改善には至らず、場合によっては複式学級も発生することとなります。

次に、6の本市における分校廃止の経緯についてとなります。本市においても、過去、多数の分校を設置しておりましたが、現状はございません。

分校廃止の経緯については、昭和36年の師岡分校、翌37年の千ヶ瀬分校等の廃止については、4村合併の影響によるものとなりますが、下段の米印にあるように、昭和41年策定の総合長期計画において、既存の旧町村単位の通学区域について、市域の一体性が確立された現在においては、これにとらわれることなく、地形あるいは学校の分布状況、新設校の設置等、あらゆる角度から検討を加え、適正な通学区域の編成を行うことが必要である。さらに、分校については、校舎の整備を勘案しつつ、統合可能なものを暫時廃止するとしていることから、分校の廃止の協議が始まっており、昭和51年までの二俣尾分校の廃止まで、ある程度のペースで進みましたが、

最後の御岳分校について、約20年の協議の末、分校の廃止が決まっております。御岳の地域の方々も納得した上で、分校が廃止されたものとなります。

大変雑駁ではありますが、御説明は以上となります。

**【会長】** ありがとうございます。

では、御説明いただいたところを頭に入れながら、今後の協議でまた御判断お願いいたします。

**【委員】** 大体皆様からお話が出たとは思のですが、中にもありましたけど、行政が勝手に考えた数合わせの規模なのかっていうのは、確かにそれは、ただ、これはしょうがない話かと思うのです。取りあえず、まず最初の話始めるに当たっての部分で、この形がないことにおいては、どうにも話がそれ以上進まないですから、そこをあまり細かく言ってしまうと、それ以上話が進まないのかなと思いますので、自分的には、配置と規模については特に適正とは言えませんが、これが妥当なのかなと思っています。

今言っていた分校についても、自分もやはり離れた場所には、そういうのが必要だなとは思っています。

今、初めて分校と分教室の差が分かったのですが、例えば、今出ている学校規模・配置で出ているところからの、分校として出すのか、分教室として出すのかというのを、そこもできるような、臨機応変に対応できるような方法があるといいのかと思います。

**【会長】** ありがとうございます。検討事項として、分校、分教室についても一つ取り上げていきたいというふうなことでした。

**【副会長】** 今回の再編案というのは、文科省に沿った2クラス以上とか、20名とか30名以上とか、そういったものに沿ってつくったのですね。先ほど委員が申したように、そういう案がないと先に進まないで、取りあえずこういう形でしましようということで、私はつくったと考えています。

それで、実際問題、これからいろんな各地区になっていくと思うのですが、それはそのときの内情によって話せばいいかなと私は思っています。

それで、私の立場は、今委員と同じで、支会長という立場で会議に出ています。皆さんも、学校とかPTAとか児童委員とかそういう形で出ていると思うので、それぞれ皆さんの意見、そういう立場からの意見というのも必要だと思うのです。そういうところから実際に選んで出てくるわけですから。

ということで、次回、次々回ぐらいの後には、支会長としての立場で話させていただきます。今これ話しちゃうと、ちょっとぐちゃぐちゃになっちゃうので、皆様方の自分の立場というのと、あと学校の規模とか、そういうことを考えていただきたいなと思っています。

以上です。

**【会長】** それでは学校の規模について聞き取りについての御意見をいただきました。

続きまして、学校の配置・通学ということで、大分もうスクールバスとかの話も出てきましたけども、これから、学校の配置・通学、配置というのはこの地域にこういうふうな学校というように、案を私ども出して、示して、意見いただいているのですが、そういうことに関しまして、これから特にこういうことを検討したらどうかというのを、意見の一覧の中から拾えるものがありましたらいただきたいのですが、これは挙手でお願いできますか。

(挙手する者なし)

**【会長】** では、ないようなので、これまで話してきたことと重なることがあるので、言いづらくもかもしれません。よろしいですか。

では、次の小中一貫教育ということについて、いろいろお書きいただいておりますが、この中から私どもがこれから先、重点的に検討したらどうかというような項目を洗い出したいと思うのですが、いかがでしょうか。

青梅が進めようとしている小中一貫教育は、義務教育学校とは違って、義務教育学校は小学校と中学校が一緒になった1つの学校ですよ。校長先生も1人です。青梅はそうではなくて、小学校は小学校、中学校は中学校、それぞれ各学校で校長先生がいらっしゃるわけですが、共通した教育目標などを持って教育を進めていきたいと思います。できれば、学校を離れていても一貫校にはなるわけで、それを施設分離型という。青梅はできるだけ一体型で同じところにいたほうが、連絡も取りやすいし、子どもたちの活動も一緒に進められるのでいいじゃないかと、青梅はそれを進めたいということですね。それについて御意見いろいろ伺っておりますけども、特に改めて今検討、これをしたらどうかというものについては、出てまいりませんか。

**【委員】** 今、会長が説明されたことを教育委員会の見解として一度きちんと説明をしていただきたいなというふうに思っているのです。青梅の小中一貫教育って、何を目指して小中一貫教育を推進するのか、この辺のところやはり中身に関わってくる問題になるので、ちょっときちんとした形で、どういう話合いがされていたのか。

今、会長さんのお話だと、校長先生が2人いるって話ですけども、小中一貫校によっては校長1人で副校長3人、あるいは副校長は2人なのだけれども、それに代わる教員を増員しましょうという、そういう制度もあるわけで、そういう様々な人事パターンなんかも考えながら、小中一貫教育をどういうふうにして進めていきたいのか。ぜひその話ってとても大事なことになると思うので、一度説明していただくとありがたいなというふうに思います。なぜ青梅が小中一貫教育を推進するのかってあたりですよ。

それから、ちょっと話は別なですけども、一体型についても、これは地域に応じて施設一体型の小中一貫教育、一貫校を目指しているという話は前に伺ったのですけれども、地域の、学校

の面積だとか、設置状況によっては分離型もあると、小・中分かれるっていう分離型もあると、その辺の線引きというのはどんなふうにお考えになっているのか、事務局から回答を聞くというよりも、私たちも話し合っていかなきゃいけないのだけでも、教育の内容が変わらないのであれば、分離型だって何も変わらない、構わないわけなのだけでも、分離型にした場合と一体型にした場合には、教育の内容としてどこが違ってくるのか、その辺のところも含めて、小中一貫教育の推進についての説明をいただければ、教育の内容と施設との関係も説明いただければありがたいと思います。

**【会長】** 次回からの検討事項の一つとして、小中一貫教育についてもっと私どもも深く知りましよう、そのためには、教育委員会のほうでこれまでお考えになってきたことなんかについても、また次回以降詳しく説明いただきたいというようなことだろうと思います。それでよろしいですね。

ほかにございますか。

(「なし」との声あり)

---

## 日程第5 その他

**【会長】** それでは、そろそろ時間となってまいりましたので、その他に移っていきたいと思います。

事務局、その他について何かございますか。

**【事務局(教育総務課課長)】** 事務局からは特にございません。

**【会長】** 皆さんで何か、さらにここで述べておきたいということはございますか。

(「なし」との声あり)

**【会長】** それでは、より具体的な話になっていくと、私どもも本当はかなりシビアに意見交換をしていく必要が出てくるかと思えます。そういう意味では、申し訳ございませんが、また改めてもう一度この意見などをよく読んでいただきまして、1月には、今出てきていない東部地区と、南部からも同じように出てきますので、それと全体を通してのこと、事務局のほうで、こういうことについて検討をさらに深める必要があるだろうというようなことをこの意見の中から選んで出してくれればいいと思いますので、そのときにも意見が言えるように、それなりに関心を向けて、1月迎えていただけるようお願いいたします。

---

## 日程第6 閉会

**【会長】** それでは、長時間の審議、ありがとうございました。最後に副会長挨拶をお願いします。

**【副会長】** 閉会の挨拶ということで。そうですね、こういった資料が各地区から集まりました。

この倍も、まだ残った地区から集まります。皆さん方、これを読んで理解するというのは結構な負担になると思いますけれども、一生懸命皆さん、これを読んでいただいて、それぞれの地区の内情とかいろんなものを御審議いただければなと思います。

それでは、これもちまして第14回青梅市立学校のあり方審議会を閉会といたします。今日はどうもありがとうございました。